

## 議 事

<北海道交通事故被害者の会>

前田氏 北海道交通事故被害者の会の代表を務めております前田です。私の長女は、前方不注意の運転者によってひかれ、わずか17歳でそのすべてを奪われました。「通り魔殺人的」被害としか思われぬ娘の無念を思い、その犠牲を無駄にはしない、その一念で仲間とともに被害者の会の活動を続けているところです。私たちの痛切な思いは、「交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故撲滅のための要望書」としてまとめ、内閣府、警察庁、法務省、国交省など関係機関に、毎年、提出しております。この度は、この要望書の中の司法手続への被害者参加等に関して要望意見を申し述べます。

初めに、述べておきたいことは、私たちが切望し、待ち望んでいた刑事裁判への被害者参加が実施に移されて、私たちは大いなる希望を持っているということです。これまでの刑事裁判は、被告人の権利だけが守られるものであって、被害者は蚊帳の外に置かれ、証拠品としてしか扱われてこなかったからです。私は、今日同席している裁判員裁判で被害者参加した真島さんの刑事裁判を傍聴し、次のような感想を書いたところです。

「裁判員が見守る中、亡き息子さんに代わって御両親が当事者として代理人弁護士とともに入廷し、真実の言葉で陳述し、意見し、求刑しました。それは、自己保身のために説明を二転三転させている被告人供述によって、支配・混乱させられそうな法廷に、確かな真実の光をもたらすものでした。」と。

この貴重な権利回復の一步をさらに進め、被害者参加制度を、被害者が真に権利主体となるための基軸になる制度に成熟させるために、以下、要望したいと思います。

意見1、心情の意見陳述の対象者をさらに、おじ、おば、おい、めいの親族へ拡大すること。

理由です。父母などの直系親族が、死亡や行方不明、疎遠などの事情から、おじ、おばなどが被害者の面倒を見ているというケースも考えられますので、少なくとも、おじ、おば、おい、めいまでは広げてもよいのではないかと考えます。

意見2、被害者等による公判記録の閲覧及び謄写について、公判前の閲覧・謄写も、運用ではなく法律で定めていただきたい。また、請求者の範囲は、今、述べた心情の意見陳述者の範囲拡大に合わせていただきたい。

理由です。刑事裁判への手続参加が被害者の権利として認められたわけですから、手続参

加に必要な事件記録類は、当然、閲覧・謄写を可能とすべきです。被害者に、情報収集権、捜査に関する情報を知る権利が確立されなければ、被告人質問権など、無意味になってしまうからです。その時期は、被害者参加をするかどうか、損害賠償命令制度を使うかどうかなどを判断するためにも必要なわけですから、当然、公判前にすべきです。これらを運用ではなく法文上で明記してください。

意見3，意見2に関連して，交通事故調書の当事者への起訴前早期開示を可能とすることを求めます。

理由です。被害者・遺族は、故人の名誉と命の尊厳のために、何よりもまず事件の原因など、真相を知りたいと願ひ、真実に基づく厳正な裁きを求めます。そのために、被害者等の基本的な権利である「知る権利」及び司法手続に当事者として参加する権利、さらには刑事訴訟法の目的である真相解明に果たす被害者の役割の重要性、このことから、実況見分調書など、客観的証拠の情報開示は必要不可欠です。交通犯罪の場合は、特に「事故だから」と軽く扱われ、「死人に口なし」の加害者供述に偏重した反事実の不公正捜査が今も根絶されてはいません。

意見4，公判前整理手続に，被害者参加人という新たな訴訟当事者として位置付けられた被害者ないし被害者参加弁護士が出席できるようにすること。

理由です。犯罪被害者は事件の当事者ですから、刑事裁判で真実を追究し、被告人の刑事罰を求めることは、被害者の尊厳と人間らしい生活を回復するために必要不可欠な自然的権利です。公判前整理手続は、被害者参加制度の検討とは別に、裁判員裁判における裁判員の負担軽減のための集中的・連日的審理が主要命題とされて施行された手続です。そして、この後、犯罪被害者等からの強い要望で、被害者参加を中心とする刑訴法改正がありました。その際、公判前整理手続に関し、被害者の権利回復という視点からの再検討が十分になされたとは思われず、結果として、従来からの被告人の権利は丁寧に尊重される一方、被害者側の権利については大きな問題を残しました。私たちは、平成20年12月1日にも、この問題を法務省刑事局に、直接、要望しておりますが、犯罪被害者等基本法18条との趣旨離反について、再度、指摘し要望するものです。

公判前整理手続の内容は、「証拠調べの請求」など、本来、公判廷で行われる審理内容であり、憲法82条の「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」の公開の原則に反するという基本問題も内包していますが、刑事司法は誰のためにあるのかということで、その骨組みが正された被害者参加制度の下で、新たな訴訟関係人となった被害者が、参加できな

いのは問題です。

公判前整理手続を体験したある弁護士は、「裁判官の心証の中で、結局、結論が先にあるということが、公判前整理手続を通じ、分かってしまいました。」と書いております。争点整理のための証拠請求の扱い、期日設定等々について、出頭ができ、意見が求められる被告人側に対し、被害者、被害者参加弁護士がどうして参加できないのでしょうか。出頭できないまま、既に争点が整理され、決定された証拠調べに基づき公判が開かれることで、被告人側との不公平さは歴然としています。

この問題に対する当時の法務省の回答は、「被害者側が証言する段になったとき支障を来す」というものでしたが、この理由、「被告人・弁護人の主張等の情報に接した後に、その被害者の方が証人として証言した場合には、証言の信用性が損なわれる」については、今も納得することができません。これについては、被害者参加人の公判期日への出席制限も、やはり同じ理由が挙げられているのですが、これは、翻って、証人としての出廷が予定されていないときは、当然、出席できるというものですから、これを援用すれば、公判前整理手続にも、少なくとも証人となる可能性がない場合には、その出席不可の理由はないはずです。

この考え方には、被害者参加人が、公判期日に在廷若しくは傍聴し、他の証人尋問を聞いていた場合、公判での審理の推移から必要性が生じて、被害者が証人として立つことができなくなるという矛盾があるのですが、仮にこうした懸念を認めたとしても、証言の信用性を得るための被害者及び被告人の出席の制限は、訴訟指揮を執る裁判官または検察官がその都度判断・制限することで調整可能であり、被害者側がどちらも出席できないという理由は見当たらないと思います。

また、同じ回答で、検察官が被害者参加人との十分な意思疎通を図ることで、この制度矛盾が解消できるかのように答えていますが、検察官とのコミュニケーションの前提としての検察官と被害者参加人との信頼関係を築けるかが問題だと思います。理想ではなく現状から考えますと、被害者との根本的な「当事者性」の違いから困難なケースがあり、検察官の資質や裁量に委ねることはできないと思います。検察官は、当事者とはいえ、その職務として「公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う」のですから、被害者等と一体の刑事手続当事者とはなれません。

一方の当事者である被告人と同等の当事者性を持つためには、被害者の直接関与が鍵であるのに、その参加に制限を設けている公判前整理手続には、重大な不備があると言わざるを得ません。特に、交通事件の場合、警察捜査の段階で、「死人に口なし」の加害者供述偏重

による不公正捜査の例もあり、当事者としての直接の関与が保障されなくては、「犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇」という基本法の理念は実質化されないと思います。

実際にあった会員の例ですが、初動捜査に致命的問題があり、加害者の言うなりの捜査記録が作られました。しかし、公判前整理手続の対象となり、被害者側を除く密室での争点整理が事前になされたことにより、刑事裁判では、真相解明に必要な証拠調べが不十分で、加害者供述を偏重した不公正な裁きが行われ、真相解明と名誉回復は民事訴訟の場を待たなくてはなりません。こうした不公正を引き起こす要因とならないために、所要の制度改善を求めるものです。

意見5，裁判員裁判となった場合，原則，連日開廷という短期集中審理の弊害で，被害者参加の意義が失われるケースがあります。審理にかかる期間・日数は十分に確保することを望みます。

理由です。公道で生起する交通事故の多くは、加害者の特定は明確であるにもかかわらず、事故態様は千差万別で、事件の全容解明には広範囲な分野の知見や科学鑑定などが求められます。裁判員の負担軽減という観点だけからの短期間の審理では、特に、裁判員が事件の全貌を把握した上で公正な判断をするという点からも無理が生じます。

短期集中審理の弊害として、公判前整理手続終了後には、新たな証拠調べ請求の制限がなされることも、「事案の真相を明らかにする」という刑訴法の目的に反します。真実に即した公正な判決をとる被害者の尊厳にとっての基本が損なわれないよう、これまでの実情を把握し、裁判員制度のための審理の迅速化が一人歩きするのではなく、刑事裁判の目的そのものに立脚した改善を求めます。

なお、この要望・意見に関しても、意見4で述べた公判前整理手続の問題が関わります。被害者参加人ないし被害者参加弁護士が出席し、公判期日の設定についても当事者として意見を述べる機会が与えられるなら、この懸念はかなり解消されると思われるからです。

意見6，損害賠償命令制度の適用対象犯罪を，過失により人を死傷させた犯罪にまで拡大してください。

理由です。適用対象として被害者参加の対象となる犯罪から、自動車運転過失致死傷罪など、業務上過失致死傷及び重過失致死傷罪が外されていることは、大きな問題です。

被害者の負担を軽減し、迅速な被害回復の実現を図るという制度趣旨から、対象犯罪は拡大すべきです。対象犯罪制限の理由に、例えば交通事故の場合、過失割合等の審理に時間を要する例が多いことが挙げられているようですが、事件によって異なると思います。最初か

ら門戸を閉ざす必要はなく、損害賠償命令制度を使うかどうかの選択権は被害者にあり、また途中から民事裁判に移行することも可能なわけですから、限定する理由は成り立ちません。

意見7、被害者参加人にも、旅費、宿泊費等を支給すること。

理由です。刑事訴訟手続は国家刑罰権発動手続です。その手続に参加するのですから、当然、税金で賄われるべきです。報酬はともかく、旅費と宿泊料、日当は出すべきと考えます。事件によっては、刑事裁判の管轄が被害者の住所地と異なる場合もあるわけですから。とりわけ、私ども北海道においては、裁判所から遠隔地の居住の場合が多く、負担軽減のためにも所要の改善措置が求められます。

なお、一部の自治体において、条例で負担することを定めた例があるとも聞きますが、これは、当然、国が処置すべき性質のものと考えます。

意見8、被害者参加人には、その資力にかかわらず国選弁護士を付けることができるように法改正してください。

理由です。前記の旅費と同様、刑事訴訟手続は国家刑罰権発動手続であり、その手続に参加するのですから、当然、税金で賄われるべきです。被害者は、もちろん、望んで被害にあったわけではありません。資力要件は不要と考えます。

私からは以上ですが、次にこれまで述べました被害者参加制度の意義と今後の改善点について、先ほど申しました、実際に危険運転致死罪による裁判員裁判において被害者参加した会員遺族～この方の取り組みについては資料の会報38号に関連記事がありますが～の体験から具体的に指摘いたします。

真島氏 こんにちは。北海道交通事故被害者の会の会員の真島勝彦と申します。私は遺された親です。長男、真島<sup>いざや</sup>以明は、北海道教育大学4年生の23歳で、北海道警察の2次試験当日、面接を受けに行く直前、殊更に赤信号を無視した大型トラックに横断歩道上ではねられて亡くなりました。2010年7月4日のことでした。やっと、2012年2月27日から3月2日にかけて、北海道最初の危険運転致死罪を問う裁判員裁判が開かれ、検察の求刑10年に判決は5年と、余りに短い判決に、今更ながら交通事故に対する意識の低さに愕然としました。

裁判までの経過ですが、加害者が、赤信号を殊更に、無視していたことを否定していたこともあり、捜査も時間がかかり、ようやく2011年5月13日に加害者が起訴され、私は、すぐに担当検事さんに、被害者参加制度を利用したい旨連絡しました。私は、起訴されるまで、証拠記録自体は見ることはできませんでした。加害者が起訴された後、記録を検察庁で

見ることができましたが、この被害者等による証拠記録の閲覧及び謄写の要件の緩和は、単に運用でやるべきではなく、被害者の権利として法律に明記してほしいと思います。現状では、以前より、被害者が証拠記録を見る上での要件が緩和され、例外的な措置だったものが原則的なものに位置付け直されていますが、それでも不十分だと思います。というのは、例えば交通事故の場合、それがどのような事故か、分かりにくいことも多く、被害者参加制度を利用するかどうかを判断する上でも、調書類の証拠資料が重要だと思うからです。実際、被害者参加が認められて、検察と協力して、裁判に参加するということで、調書類の謄写が認められ、コピーが弁護士を通して送られてきて、自宅でじっくり読みこなすことで、はっきり分かったことも多いのです。

例えば、目撃者の証言により、長男が、止まっている車を見て、安心してゆっくり横断歩道を渡っていたことや、加害者が、多くの車が止まっているにもかかわらず、一度も歩道を見もしなかったことなど、調書を見て改めて分かりました。また、私は、事件から起訴まで1年近くかかったために、詳しい事件の実態を知る前から、被害者参加制度を利用して、事実を認めない加害者の考えを問いただしたいと思い、自分なりの準備を進めていました。しかし、事件から起訴まで短期間で進むような裁判だと、単に警察や検察の事情説明だけだと、担当者の説明の仕方などの人間的な側面に左右される可能性もあり、記録自体を被害者や被害者遺族が見る必要があると思います。証拠記録により事実を知ることが、被害者とその尊厳を維持する上でも欠かせないことだと思います。また、このような証拠記録を被害者が見ることを被害者の権利と明記することは、司法担当者の意識を具体的に変えることにもなると考えます。

次に、公判前整理手続について話します。加害者が危険運転致死罪で起訴されて、裁判員裁判の対象となったために公判前整理手続が始まりました。加害者は、起訴が決まって拘留所に収監されたこともあってか、「殊更に赤信号を無視していない。」と改めて私たち遺族に言ってきました。それは裁判の最後まで変わりませんでした。否認事件だったということもあり、特に公判前整理手続に被害者参加弁護士だけでも参加できるようになれば、真理を追究する上で欠かせない、証拠の絞り過ぎへの歯止めになるのではないかと思います。

公判前整理手続によって、裁判で議論される証拠が原則的に決められてしまうわけですから、被害者として、ここは是非問題としてほしいということで、公的に発言できる場を保障する必要があると考えます。被害者参加人が証人となる場合を考えて出席できないというのなら、被害者の意向を酌んでいる弁護士の参加も、法的に保障することが必要だと思います。

裁判の迅速化のために、事件を解明するために必要な被害者の視点が埋没してしまわないように、事件の真実が見逃されないように、必要なことだと思います。

検察官からは、公判前整理手続前後には、被害者参加人である私に連絡して、文書等で報告を受けましたが、そしてその際に、直接あるいは弁護士を通じて意向は伝えましたが、公判前整理手続は、実態として裁判の基本的性格を決める重要な制度であり、被害者参加人か、あるいは弁護士の参加は欠かせないと思います。裁判に関しても、被害者参加制度を広く利用することは、被害者参加人だけではなく、真実を追究していく上でも、意味のあるものになると思います。事実、私の意見陳述が検察の立証内容を補強するものとして活用されました。そのために、私が参加人となり、事前に裁判について、検察官と弁護士と私の三者で、被告人に質問する内容とか、あるいは先ほど言いました意見陳述の内容についても、いろいろ細かいところまで相談しました。被害者参加人自ら意見陳述することを通して、被害者の尊厳と名誉の回復に役立ったと思います。

被告人は最後まで事実を認めませんでした。被告人にとっても、私たち親の発言を通して、被害者がどういう人間であったかを知ることは、自分の犯した罪を理解する上で、少しは効果を与えたかと思います。

3月2日の判決のすぐ後、4時から損害賠償命令制度の審尋が始まりました。相手方保険会社弁護士と刑事事件を担当した裁判官、交通事故遺族の私たち夫婦と弁護士が出席しました。実質的な争点は、長男が警察官になれたかどうかという一点だけでした。加害者側保険会社は、事故で亡くなったために、二次試験を受けていないのだから、合格の蓋然性がないと主張し、私たちは、大学でラグビー部のレギュラーをしていた長男は、一次試験、男子2,087人中28番の成績で合格しており、二次試験の体力試験と面接を受けていたら合格したと主張しました。原則4回の審尋の3回目のときに、裁判所は和解案を提示して、和解案は、事故に遭わなければ警察官になれたという私たちの主張を認めて、これは、刑事裁判で証明された、本人が、小学生から大学生になるまで一貫して警察官になって人の役に立つ仕事をしたいという本人の意思を裁判官もあらかじめ認めていて、その上で警察官になれたということを前提として、逸失利益を算定し提示しますということでした。遺族としては、事故がなければ、息子は警察官になっていたことを裁判所が認めたことで満足し、第4回の審尋のときに和解案を受け入れました。この損害賠償命令制度における裁判の和解の判断は、警察官に採用決定前に亡くなった青年の警察官への強い意思を認めた異例の判断ということで、北海道だけではなく全国的にも報道されました。この制度は、刑事裁判を担当した裁判

官が担当することで、事件の全体像を理解した上での判断ができること、刑事記録がそのまま利用できることなど、被害者にとって多くの利点があり、被害者にとって良い制度であると思います。

交通事故の場合、現状では危険運転致死傷罪に限られていますが、ぜひ適用範囲を広げてほしいと思います。交通事故の場合、過失割合など、複雑なために制度になじまないとの危惧があるそうですが、実際に争点になることは限られています。また、民事事件への移行も可能な制度であるので、適用範囲を広げることは被害者保護のために有効であると思います。

多くの被害者遺族は、刑事事件のことだけで精いっぱい、民事事件については手につかない人が多いのです。ぜひ交通事故においても適用事件を拡大して下さるようお願いします。

それから、最後に裁判員裁判の量刑の問題について一言述べたいと思います。被害者参加制度の対象事件は、裁判員裁判と重なることが多く、私の事件の裁判員裁判を経験して、感じた大きな問題点を指摘します。

ちょうど長男の事件の裁判が始まる前に、最高裁から、裁判員裁判の判決を尊重して、量刑不当だけでは控訴しないようにとの判例が出ました。そのために、事件自体の認定が間違っていたら控訴できますが、量刑不当だけでは控訴できなくなりましたと裁判前に検察官から話がありました。裁判は、検察の求刑10年に対して、判決は5年、被害者参加人として検察に控訴をお願いしましたが、会議にはかけるが、量刑不当だけでは控訴できないと改めて話されて、控訴はできませんでした。裁判の中身が分からないことも問題ですが、刑の決め方についても根本的問題があると思います。裁判員の多数で無罪は決められるのに、量刑に関しては、裁判官が認める量刑でなければ決められない、これはおかしいと思います。つまり、例えば裁判員が、検察10年の求刑に対して多数が12年を求めても、そこに裁判官がいなければ、結局、裁判官の判断5年が刑として決まってしまう。実質、量刑に関しては裁判官が決められているのです。しかも、裁判員裁判ということで検察は控訴できない、これはどう見てもおかしいと思います。

あす、7月4日は、息子、<sup>いざや</sup>以明の3回忌になります。公正な裁判のために、人のために働きたいと警察官を志望していた長男、<sup>いざや</sup>以明でした。このヒアリングが犯罪被害者のためになることを願って終わります。どうもありがとうございました。

前田氏 会員に、この被害者参加制度を知らなかった、知っていたなら是非参加したかったということを、裁判が終わってから述べていた遺族がおりました。是非、被害者参加制度につ

いて、事件のあった後、被害者等にこういう制度がありますということを丁寧に説明していただきたいと思っています。

#### <犯罪被害者家族の会 P o e n a >

小林氏 犯罪被害者家族の会代表の小林でございます。幹事の出口、妻の紀美子、幹事の古館、一応、皆さん、幹事で御協力いただいています。

うちも、直接、裁判とか、実際に関与した人は少ないですが、うちみたいに未逮捕とか、精神障害者に殺害された人とか、医療過誤で娘を亡くした人とか、いろいろいますけど、裁判傍聴は、いろんな事件で携わっているんですけども、それを踏まえて、被害者としてどういう立場でいるべきかというのを、お話ししてから、お願いしたいと思います。

1番の被害者の基本計画に関する意見として、まず言える立場に置かれまして、呼んでいただくことに関して本当に感謝申し上げます。まず、これが第一でございます。その上で、7項目について、ちょっと御意見させていただきます。

心情の意見陳述の対象者の範囲拡大、こういうものに対して、今までなかったものに対していろんな改正されて進歩出来たことは非常に感謝しております。対象者の範囲としては、当面の間は現行でいって、まだ様子を見る必要があるかと思います。私たちの会としては、現行で十分と言えるということで意見を考えております。

現状の中において、基本的な直系尊属を対象にした、もし私の場合でしたら、子供を亡くしていますので、親が対象としてまず意見を言うと、それが、一つの人の道理として、僕たちは考えております。その上で、親がちょっと支障を来すとか、その場合は、子供である、祖父母であると、そういう段階を踏んで、最終的に兄弟もしくは姉妹となっているんですけども、これら兄弟姉妹は、扶養義務、原則としてないと思います。その中において、兄弟は、意見を言えることは別に否定するわけじゃないですけど、「若しくは」じゃなくて支障を来す場合については、兄弟姉妹も意見陳述ができると法の改正で検討していただいて、どの程度までできるか、一応、検討していただけるようなものを考えてほしいなど。「若しくは」というと、同等な被害者の権利として考えられる傾向があるので、もう少しその辺を今後の日本のために考えてほしいなど、そう考えております。

意見陳述書というのは、本来、いろんな面で被害者の心情は十分に分かりますが、恨み言が多分多くなると思うんですよね。恨み言を言っても、本当は変わらない部分がありまして、本来、要するに、裁判の中で僕が一番気になるのは、謝罪の有無をしているかどうかという

ので、裁判官が、まずそんなことを言う人もいますので、これは、裁判に決して影響してはならないことも、被害者自身が、まだ学んでないケースが非常に高いわけですね。これは、やはり学んで、裁判の中で、謝罪の有無は、殺害した人間は、すぐに謝罪はするわけがないんで、更生は本来は矯正教育の中で考えるべきことで、裁判の中で影響しないためにはどうするかというので、また考えた論議をちょっとお願いしたいなど、そう思っております。一応、1番の意見としては、総体的にまとめてそう考えております。

あと、2番の被害者特定事項の秘匿制度と、これは、訴訟制度の中では、性犯罪者の被害者のいろんな問題点とか保護する条項はすごくすばらしいことだと思いますけど、当初の段階で、報道の中で、原則実名であるべき人間の姿が、実は匿名が原則の形で、警察官の判断に任せているというのがすごく気になりまして、私も、これは、当初、先般、内閣府に大分反対しまして意見を申し上げた、内閣府の主旨は、そのときには、性犯罪者のために内閣府も考えていますと、そういう意見で回答いただいたわけですが、実際には、酒の上、運転手さんを殴った警察官がおりまして、これも実は匿名になっております。警察官の軽度の犯罪が、今、匿名になっています、はっきり言ってね。この辺のものが、法の中でどう生きているかというのは、逆に犯罪を隠す一つの要素になっているかなというのはすごく気になるんですね。

もう一つは、いずれは、これが浸透すると、犯罪者を保護する匿名のものも考えられる社会になってくるかなというので、人間の揉め事からいったら、被害者だけのものじゃなくて、犯罪者の匿名にもつながるケースもおそらく場合によっては出てくる可能性もありますので、その辺のことも、人間の亡くなった命を考えた場合は、どうすればいいかと考えていただいて、実は実名原則であることを、原点を見直して、法律の改正の際はできるだけもっと明確にしていただければありがたいなというのを感じております。

被害者の心情は、一応、匿名を求めるというのは、場合によっては、犯罪を認める、事実を隠すことができるようになりますので、事実を隠す一つの要素になる可能性もありますので、事実は事実で、できるだけ正確に報道するのも一つの義務でありますので、それらのことも真剣に御検討いただければありがたいなと思います。

息子の事件も、夜、遅く飲酒の上でけんかがあってと報道されましたので、これも、いろいろと私自身、けんかではないことも証明しながら、詰めてまいりましたので、親が戦った一つの足跡は残しましたがけれども、これも、被害者として、将来的には学んでいかなくちゃいけないなと思っておりますので、その辺もちょっと匿名と併せて考えていただければありが

たいなと思います。息子と家族の名誉を守ることができ、大切なことであると思っています。

3番目の被害者等による公判記録の閲覧及び謄写の要件の緩和及び対象者の拡充は、現状で僕は十分だと思います、うちの会としては。ただし、本来、検察官が、まだまだ被害者の側に立った、接点はできたんですけども、まだまだ被害者に自ら説明するとか、そういうのはないんですよ。被害者が聞いて、初めて言っているかどうか判断しながら、やっぱり状況によっては、捜査は、こういう今、状況で、こうだよと検察官が、自ら被害者の味方をしろとは言いませんけど、公平な目で見て、被害者に自らそういう説明をしていただければ、いろんな意味で国選弁護士も要らないような時代が来るのかなと。本来、検察官の役目だと僕はすごく感じております。税金の無駄遣いになるかなとひとつ感じておりますんで、検察官の役目としてどうするか、その辺も御検討いただければ、僕らは法も生きてくると思いますので、これは、謄写したからといって裁判の状況が把握できる……余りそれによって影響するわけじゃないし、自己満足の域にちょっと感じますので、その辺のこともお願いしたいなと思います。

被害者の参加制度に関しては、いろんな面で、被害者の事実の証明が大切であり、情状に関する事項について、被害者の供述の証明を争うということもあって、これは許されるということになっているんですけども、判決で犯罪事実は認められても、被害者の遺族から見た場合、ちょっとおかしいだろうというのも当然あると思います。だから、原則として、やっぱり証人尋問、これが下になれば、裁判の中で生きてこないと思うんですよ。だから、証人尋問は、必要になったら制限しないで、証人尋問に対しては必要のある限り認めるといって、そういうものをちょっと御検討いただければ、この被害者参加がもっと生きてくるかなと、そう感じております。

5番目として、損害賠償に関し刑事手続の成果を利用する制度、本来、刑事裁判において、いろんな意味で損害賠償をやるんですけど、民事において、確かに、一歩進歩、半歩前進しましたけど、民事といっても、誰も今ほとんど賠償しておりません。全く責任を感じないで、やりますよとそのまま、民事の責任というのは何だろうと思いつつながら、犯罪者が、もともと賠償はしなくてもいいと思っているような人物がやっていますので、やはり将来的には、刑事法の裁判の中で、賠償の命令権も出すような法の改正をしていくのが、本来の人間の社会で一番いいのかなというのは感じております、いろんな意味で。損害賠償に対して、残念ながら皆無であるというのは、一番、私にも、しゃくでありますので、僕も携わった事件で、賠償しないんだったらとことん戦おうよと言ったんだけど、なかなか被害者で戦える人まで

いないんですよね。賠償させるところまで、本当はだれか一人でもやってくれば、この事件も、いろいろ解明して、賠償の責任、親と本人の賠償の責任がもっと法律の中で出てくると思うんですけども、まだ日本の社会は、戦える人はいないんですよね、はっきり言ってね。だから、僕は、そこまで勇氣はありますけれども、だから自分を犠牲にしても、賠償するまで戦います。多くの人は犯人を許さないとよく言いますが、責任を最後まで求めることは、本来、一番大切なことなんです。それを人間の社会で、まだ日本には誰もいないなというのが残念に思います。だから賠償を法律で決める制度があっても、生かされる法律になっていないと思いつながら、ぜひ刑事裁判の中に入れる制度も将来的には考えるべきかと思っています。

6番目に、被害者参加人の旅費等の支給に関する検討。被害者自身も、犯罪によって困った人も確かにおりますよね。そういう人たちは、自ら支給の手続をすべきで、その上で支給することです。僕は必要な限り幾ら支給しても構わないと思います。もともとお金に困らない人は、犯罪によって国が支給するというその前提の法律自体が、僕は、財政が豊かであればいいですけど、こういう財政難において、むやみに支給することには、僕は、犯罪被害者の遺族として、それは認めるべきではないと、そういう考えでおります。うちの会としても、できるだけ子供のために私はお金を使ってきましたので、子供の死によって、子供のためにお金を得るといふものの考えは毛頭ありませんので、被害者の遺族にそれを説得しながら、法の社会で改正すべきことです。被害者団体を説得する人も、その中にいないといけなないので、そういうことをいろんな意味で考えてほしいなど、そう思っております。

7番目の被害者参加の国選弁護士も一緒に、本来、検事が責任を果たせば、国選弁護士は要らないというのは、僕は強く感じております。国選弁護士も、いろんな実際には経験の少ない人が国選弁護士に大体任命されますので、余り役に立たないと思っています。いろんな意味で、この制度としては別に否定するわけじゃないですけど、もっと生かされた裁判制度の中で、まだまだ考えるものがありますような感じがします。これを一律に与えてやることは望ましいことと言えず、まず基本的には、遺族等で、お金に困っていない人は、自分の中で考えていくのも一つの道であります。余りお金を出すことになると、ばらまきになってしまいますので、その辺も、私自身も、会としても、皆さんと相談して、こうあるべきだろうということで御意見させていただきました。

最後になりますけど、この7項目に関して、うちの会として、考えるものの根底にはどういふものがあるかという、この7項目の意見がちょっと厳しいように多分感じると思いま

すので、もともと「犯罪被害者等」となっていて、基本的には亡くなった者と遺族と家族と全部一緒になった権利として評しておられることと、僕はそう感じております。亡くなった命の権利は、私になくて息子にあって、亡くなった者の命の権利は亡くなった者にあるのが、僕は、人の道の正道であろうと、そう思っております。その中で、匿名がどうあるべきかというのも考えておりますので、亡くなった命に対しては正々堂々と報道して、それも供養だろうと、そういうことを考えて、人の道として、それを考えた上で、今回、意見を申し上げましたので、被害者らということで、遺族、家族と本人は別なことであり、残された遺族には救済であり、権利は代行として行うものであると、そう考えておりますので、その法としての解釈としてもっと明確な文言はないかなというのがちょっと気になりますので、その辺、今後の御検討の課題としていただければありがたいなと思います。

2番目に、私は、報道の被害は誤報の被害であり、誤報はあってはならないことです。報道被害が、二次被害、二次被害とマスコミも騒いでいますけど、本当の二次被害とは何だろうと考えましたが、私の息子の事件のように未逮捕であり、捕まっても冤罪で、真犯人を捜さない冤罪で、無罪のままの放置です。

捕まっても裁判で無罪になった者や、疑わしき罪のまま無罪になって、真犯人はどこにも存在せず、精神障害者に殺された者は裁判にも問えないで、過去に犯罪をして再犯で殺害した場合は、過去に殺害された人間の死は何であって、この過去に亡くなった人たちのことも、本来の真の第二次被害かなと強く感じております。第二次被害というのは、誤報とは違うことであり、私自身も感じておりますので、本当の第二次被害と報道被害を正すことも必要であります。報道の中で御検討いただければありがたいなと思います。

もう一つ、犯罪被害者等の感情にとらわれた法律がかなり改正と制定がされていることも事実ですよ、匿名の問題とか時効の撤廃とかを含めて。犯罪被害者に説得しながら、犯罪被害者でも、法を犯してはならないということも、やっぱり法務省さんにも考えていただいて、法というのは何だろうというものを少し詰めていただいて、犯罪被害者らが要求するとおりに、感情にとらわれて、「ああ、かわいそうだな」と思って法律を作ると決していい法律にならないことであり、真剣に私たちは考えております。

やはり国のためにならない法律は、被害者遺族でも、私は望むべきでないと思っていますので、将来的には、国として考えていただきたいと思っております、法の存在意義と平等は、これは失ってはならないものです。

今回、ヒアリングを個別に対応したんですけれども、一昨年、自民党で集まったときに、

4団体ありまして、1つの部屋に一堂に会して、それで、各団体で意見を言っているんですけど、本来、マスコミを入れながら、各団体と一緒に合同で、どの会がどういう意見を言っていると、やっぱりある程度、公開しながら、これも、被害者自身の団体が丸々一つの制度になりますので、被害者自身がもっと正々堂々とみんなの前で意見を言える、そういう団体にしてほしいなど、そう思っております。だから、できるだけ、今日4団体呼ばれることを話に聞きましたので、4団体でこの中で一緒に言えるような、そういう場を設けて、できたらマスコミも入れながら、正々堂々と開かれた、そういう法律の論争をしてほしいなど、そうちょっと感じております。

ヒアリングに際しての支給のそのものについては、私は、謝金については一切受けとらない主義でありますので、今回は御辞退しますけれども、謝金についても、いろんな面で被害者の困っている人たちも確かにいることは、そういう支給はしてほしいんですけど、やっぱりお金目当てのものじゃなくて、もうちょっと謝金についても、子供のためにお金を使うことも人間として学ばなくてはいけないので、交通費の支給は当然あるべきかと思っておりますけど、その辺も御検討いただければ。

もう一つは、矯正協会からの支給金が3団体に年間300万円ぐらい渡っているんですけども、これは、本来、更生のために使うお金だと、再三、刑事局のほうにもお願いしたんですけども、なかなかまだ直っていないようで、被害者の団体が、お金が欲しいのはわかりますけど、やっぱり受刑者の更生の道で働いたお金を被害者自身がもらったら、言う権利もないだろうと、僕自身はそう思っています。

そういう意味で、被害者自身が学ぶことは、そういう意味で、もうちょっとどういう意味のお金かを理解しながら、再犯しないためにも、やはり当面、出るときにはお金も必要だろうし、そんなお金があったら、受刑者で出るときにお金を少しでも出してほしいなど、そういう思いがありますので、ぜひその辺も御検討いただいて、この場合は矯正協会が主体でやっていますけれども、法務省の中にも会員もおりますので、その辺、御検討いただければありがたいなと思います。

私も、今、痴漢冤罪の問題に携わり、弁護士にお願いして、裁判を支援しています。別に検察庁を責めるわけじゃないですが、亡くなってから罪を被せているわけですけども、違法捜査とこの面と二つを問題にすることは、日本の今後の捜査のために必要だと感じるからです。いろんな意味で理不尽な事件、青信号で渡ったけど、赤で渡ってと犯罪者が言ったら、みんな赤になっちゃって、そういう事故もありますし、いろんな表に出ない事件がかなりあ

るわけですね。本来は、そういうのを調べて、本当に手を差し伸べてやっていくのが、本来の被害者の求める真の支援であることを私、理解しながら、なかなか一人の力では限度がありまして、そういうことを学びながらやっておりますので、ぜひ、この法の改正が、将来、日本のためになるように、御尽力いただければ、御意見として言わせていただいた価値が出るのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

#### <全国交通事故遺族の会>

片瀬氏 私は全国交通事故遺族の会の片瀬と申します。私の右隣におりますのが副会長の戸川でございます。左隣におりますのが東でございます。

本日は、私が、まず冒頭に全体について意見を述べさせていただきたいと思います。次に、こちらの東が被害者参加制度を実際に活用して裁判しましたので、そのことについて話させていただきたいと思います。最後に副会長の戸川のほうから、総まとめと補足について述べさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは始めさせていただきますけれども、私は、今から18年前に長男を交通事故で亡くしたんですね。その当時は、担当検事に会って話をさせていただこうと思っても大変厳しい状況であったわけです。それに比べまして、今回の刑事訴訟法の改正によって被害者参加制度が制定されて、被害者や遺族が加害者に対して刑事裁判で、直接質問ができたり、あるいは自分の心情を訴えることができるといったことは大変大きな前進であったと思っております。

平穏に暮らしていた家族が、加害者によってある日、突然、命を奪われるといったことによって、残された遺族は生活の根底が覆されるわけです。そのことが原因で、夫婦が離婚してしまうといった方々もおられるわけです。自分が犯した罪によって、残された遺族に、そのような大変ひどい状況、遺族をそういう状況に、追い込んでしまったということを直接、加害者に会って、被害者、遺族が知らしめる、あるいは心情を訴えるということができるといったことは大変意義のあることだと思っております。

しかし、このような恩恵に属する被害者や遺族というのは、ごく限られた存在だと言わざるを得ないのかなと思っております。それは、交通事故全体から見た場合の起訴率が非常に低い。約9%という非常に低い数字になっております。そして、その中でも公判請求されるのは1%とさらに極端に低い数値になっております。例えば、いわゆるひき逃げについて見ますと、今から30年前は検挙率が約90%ありました。それが、年々低下してきて、平成

16年には27%しか検挙されていない。平成22年に約40%まで回復してきてはいますが、30年前の半分にも届いていない。このことは、警察の捜査能力が著しく低下した結果ではないかと、私は思っています。

交通事故の発生件数を見ても、約20年前と現在はほとんど変わりがないのですが、刑事処罰件数はかなり低下してきています。ですから、今回の制度改正によって、被害者や遺族の権利や利益の向上というものは、確かに一歩前進したと思いますけれども、決して十分な状況にあるとは言えないのではないかなと思っています。

次に、情報開示でありますけれども、公判資料の開示要件が緩和されたり、あるいは対象範囲が拡充されるなどの措置がとられましたけれども、捜査段階での情報開示というものはいまだに行われていない。また、不起訴処分になった場合の情報開示は、以前に比べると行われるようになりましたけれども、大変厳しい条件が付いていて、すべての被害者や遺族が利用できる状況にはなっていないと思います。

多くの被害者や特に遺族の場合ですけれども、刑事裁判が終了した後、警察の捜査に満足しないで、独自に証人ですとか新たな証拠といったものを探すという努力が強いられています。その結果、民事裁判で、刑事裁判とは全く逆の結果を得たというケースも少なからずあります。加害者の個人情報とは別としまして、実況見分調書や、あるいは供述調書などの交通事故に関わる全ての情報を公開する条件を大幅に緩和する必要があるのではないかなと思っています。

それから、旅費についてでありますけれども、現在、交通事故の裁判というのは、発生場所を所管する裁判所で行われております。そのために、遠方に住んでいる被害者や遺族の方は、多額な交通費を負担せざるを得ない状況になっております。このような場合には、旅費の支給というものをぜひ検討していただければなと思います。旅費の支給とはちょっと違うのですが、一部の被害者や遺族の方の中には、大変お年を召して高齢になっておられる方ですとか、あるいは家族の介護などの問題で、遠方で行われる裁判に参加したくても参加できないという方もおられるのも事実なんですね。そうしますと、こういった方々の居住する地域を所管する裁判所で裁判を行うといったことも検討されてはいかかかと思っています。

刑事訴訟法の改正で、被害者や遺族の権利や利益の改善、向上といったものは確かに一歩前進してきたのですが、すべての交通事故の被害者の方々がこの恩恵に浴しているかというと、先ほどお話ししたように、ごく一部の方々に限られていて、決して十分なもので

あるとは思っておりません。したがって、厳正な捜査によって検挙率が一段と向上して、その結果、起訴率ですとか刑事処罰件数が一段と向上することを強くお願いしたいと思います。

また、情報開示についても、すべての遺族や被害者の方々が、自分のことにかかわる情報を知ることができるように、更なる条件の一段の改善を求めたいと思っております。

最後ですけれども、私どもの会員の中で、被害者参加制度を活用して裁判された方々5人ほどの、東さんを除きまして、意見を聞いてきましたので、詳しくはお手元の資料のほうに書かせていただきましたけれども、ポイントを述べさせていただきます。

まず、全員の方々が話しておられたのは、この制度を利用して裁判に参加して、加害者や裁判官の方に直接、自分の心情等を伝えることが出来たということは大変よかったと話しておられました。しかし、一方で大変難しい問題ではありますけれども、裁判に参加したことによって、判決に果たしてどの程度影響があったのかということが分からないといったことが、やや不満であると全員が話しておりました。一部の方々ですけれども、弁護士が主導して進めてしまったために、裁判の進行状況を十分に把握できないままに終わってしまって、何か出来レースのように感じてしまったという方がおりました。

担当する検事の方々ですけれども、情報交換も頻繁に行っていたら、適切なアドバイスもいただいて、とてもよかったと言う方もおられた反面、事故の実況見分調書などを十分に見せてもらえなかったり、あるいはほとんど見せてもらえなかったといった不満が残ったという方もおられて、担当する検事の方々にばらつきがあるのかなという印象を持ちました。ただ、被害者参加制度のごく初期に参加制度を利用された方々もおられまして、そういった意味で、まだ不慣れだったのかなという印象もなきにしもあらずかなということは思いました。

まとめですけれども、繰り返しになりますけれども、今回の刑事訴訟法の改正で、被害者や遺族の権利や利益の向上といったものについては確かに一歩前進した、このことは大変意義のあることだと思っておりますけれども、残念ながらその恩恵に浴している方々はごく一部に限られたということで、先ほどもお話ししましたように、厳正な捜査とその結果による検挙率の向上で、起訴率や刑事処罰件数が更に一歩向上すること、それから被害者や遺族の方々が知りたい情報を知ることができるように、情報開示条件の一段の緩和をお願いしたいと思います。

簡単ですが、以上で私の話を終わらせていただきます。では、続いて東さんのほうから。  
東氏 では、よろしく申し上げます。東光宏と申します。まず、私の状況からお話をいたしま

すと、私は、2年前、平成22年1月になりますけれども、横断歩道を渡っていた母を、信号無視の自転車に突っ込まれまして、頭を強打して殺されております。加害者なんですけれども、重過失致死ということで、逮捕もされず、会社も首にならなかったという加害者だったんですけれども、その加害者が、起訴されたのがその年の8月、半年ぐらい経ってからようやく起訴されております。

東京地裁で、公判が2回、10月に開かれまして、11月に判決ということになりました。検事さんに禁錮3年を求刑していただいたんですけれども、判決の結果は、禁錮2年、執行猶予3年と、非常に私としては悔しい結果になっております。これは個人的な感想なんですけれども、執行猶予付判決というのは、結局、言い渡して終わりということで、訓戒程度の意味合いしかない、刑罰の名にも値しないのではないかと感じております。

そういう気持ちがありまして、判決の言い渡しするとき、私は、つい「不満です」と法廷で叫んでしまったんですけれども、そのとき、その裁判官は、私に対して何と言ったか、私をにらみつけ「黙っていてください」だけでした。この「黙っていてください」が、裁判官が、私に対して、遺族に対してかけた唯一の言葉でした。その裁判官なんです、震災直後の4月、その判決の半年ぐらい後ですか、高裁の判事として栄転でしょうね、出世していきまして、今もそこで裁判官をやっています。きっと私の母のことなど忘れていないんじゃないかと思っております。その裁判官が、判決で軽々しく、真摯な態度、反省の態度を示していると、慰謝の努力をしていると、判決文に書いた加害者ですけれども、現在母を殺されてから2年半経っておりますが、まだ一度も私のところに謝罪に来ておりません。そういう節穴の判決を書いても、結局、裁判官というのは責任をとらずに済むんだなということも、まず感じております。

その加害者を相手に、現在、私は、民事訴訟を起こしておりますが、民事になってから、もう証言を180度変えてきまして、赤信号だったかどうかなんて知らないと、民事と刑事は全く無関係だから関係がないと、だから請求は一切棄却されるべきだというような態度で全面的に争ってきています。そして現在に至っているというのが私の今置かれている状況になります。

被害者参加制度を公判のときに利用するかと言われたときも、私には、断る理由がありませんでしたので、ぜひ利用させてくださいというお話をさせていただきました。なので、加害者に被告人質問もしましたし、量刑に関する意見も述べさせていただきました。ただ、結果については、先ほど述べましたとおり執行猶予付判決ということで、大変むなしの結果に

終わっています。ですので、今、私が、「あなたにとって被害者参加制度とは何だったんですか。」と言われた場合に、こういうことを言うのも恐縮なんですけれども、「遺族感情のガス抜きゲームに利用されただけだった。」と、私は今だったらそうおそらく答えております。そんな私が何でこの場に立っているかということなんです、そうはいっても、やはり同じ思いをする遺族、あるいは司法に絶望してしまう遺族というのをこれ以上作りたくない、その声を法務省の皆さんに少しでも聞いていただきたいと思ひまして、今この場に座らせていただいております。

私が、実際、被害者参加制度を利用しまして、これは問題だったんじゃないかと、もっとこうしてくれたほうがよかったんじゃないかということは3つあります。まず、1つ目なんですけれども、やはり今、片瀬のほうからお話もありましたけど、捜査資料の開示がまだ徹底されていないんじゃないかということを感じています。これも、やはり検事さんによってばらつきがあるようで、どうも統一化したマニュアルというのが少なくとも私の時点ではなかったのではないかと思っております。私も、捜査資料を見たいと言ったんですけれども、そのうち見せますから、いろいろショッキングな情報もありますからと言われたきり、結局、見ることがないまま、公判が終わっています。後日、民事訴訟を行うに当たりまして、弁護士さんが取り寄せてくれた資料を見まして、実は、これは話が細かくなりますので、詳細は、はしょりますけれども、加害者が、うそをついていたという致命的な証拠を暴くところを見つけました。でも、そういうことを後から知っても、正直しようがないんですよ。やはり公判中に知って、公判中に加害者のうそを暴きたかったというのが正直な気持ちです。検事さんは、プロなのかもしれませんが、家族を殺された遺族のアンテナの鋭さというのは、やはりプロでも及ばないところがあると思ひます。

そのアンテナを生かすという意味でも、ぜひ捜査資料の開示というのは、マニュアル化して、検事さん一律で徹底をしていただきたいと思っておりますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

次に、2つ目なんです、被害者参加制度を行うに当たりまして、どういう質問をするか、あるいはどういう意見を言うかということに関しまして、これも検事さん次第なのかもしれませんが、アドバイスが、一切なかったということがあります。私の場合、本当に自由に書いていいですよと、あるいは自由に質問していいですよというだけで、実質、放任状態だったということがあります。おそらく、検事さんも悪意のある方ではなかったんでしょうけれども、それでは、よほど弁の立つ方ですとか、質問のロジックの組み立て方のうまい

方でないと、なかなか追及が難しかったんじゃないかと今、感じています。

あと、被害者参加人の側に立つ弁護士がいるということも、私は知らなくて、そういう弁護士がいれば、私も、多分お願いしていたと思います。そういったいろんな情報をまず教えていただきたかったなと。やはり検事さんには、アドバイザーとして、もっと徹底してフォローしていただきたかったなというのが2つ目の印象になります。

最後に3番目、これも片瀬のほうから判決にどの程度の影響があるか分からないというお話がありましたけれども、やはり私もそうです。何が一番むなしかったか。判決に何も影響が感じられなかったということがあります。やはり遺族が気持ちを振り絞って、参加制度を利用して法廷に立った以上、だから必ずこうしてくれということは言えないんでしょうけれども、何らかの判決に反映するガイドライン、基準というのはあってしかるべきではないかと思っています。

現在、日本の裁判だと、どうしても裁判官の裁量ということがありまして、当たり外れという問題が出てきます。ただ、少なくとも殺された人がいる、その命の尊厳が問われているという事件の裁判の場合は、どんな裁判官に当たるかということで、ついている、ついてないと、例えば上手な美容師さんに当たったねとか、いい歯医者さんに当たったねということと同じレベルの話になってはいけないと思います。少なくとも司法は尊厳のあるものであってほしいということを感じております。

以上、3つの問題点を感じております。その上でまとめますと、私は、被害者参加制度を利用して、やはり遺族感情のガス抜きに使われたなというのが、今現状の結論ではあります。

ただ、きっと恩恵を受けた遺族もいるに違いないということは信じたいと思っています。

やはり今、施行されて3年というお話がありましたけれども、まだ出来て間もない赤ちゃんの制度なんじゃないかと思っています。だから、これから育てていって、遺族を失望させない、逆に遺族に感謝されるような制度にしていかなければいけないと思っています。だから、私も、ここで絶望してしまって、ただおとしめるだけではなくて、そういうふうにしてほしいという意見を述べるために、ここに来させていただきました。

実際、この2年間、いろんな遺族の方と私も接してきました。その中ですごく共通して思うことは、司法の結果、あるいは裁判官の裁判運用の仕方に満足している人というのはほとんどいないんですよ。そんな中で、悔しさを抱えて、無理して遺族活動をしたり、あるいは裁判を頑張ったりしている中で、家族や夫婦関係が壊れてしまったり、あるいは仕事を投げ

出してしまう方もいます。そういう人が余りに多過ぎる。その中で、司法が何をケアしてくれているのかというと、残念ながら何もケアしてくれていない現状があります。その中で、やはり命というものが、少なくとも人が殺されているという事件があった場合には、命というものが、かけがえのないものだということを教え諭してくれる司法であってほしいと思います。少なくとも、被害者遺族に向けた言葉が、私のように「黙っててください。」というだけの裁判官は一人もいなくなるような司法であってほしいと、そう願っております。

そのための一歩としまして、まだまだ発展途上かもしれませんが、被害者参加制度を大人の制度に育ててほしいと思いますのでお願いいたします。

長くなりましたけれども、以上になります。

戸川氏 私は、今日のヒアリングとはちょっとずれたごあいさつをさせていただこうと思いません。

この5月に、全国交通事故遺族の会の定期総会が開かれまして、そこで正式に決まったのですが、遺族の会は、21年間の歴史を今年の12月末で閉じることになりました。言葉としては、閉じるという、要するに会が立ち行かなくなってしまったわけです。21年間の歴史を振り返りますと、当時、この会が出来たころ、約1万3,000人近い方が交通事故で亡くなっていました。現在、昨年ですと4,600人余りです。私どもの会は、すべて会員が遺族であること、そして会員からのいわゆる会費だけで運営しているということが前提ですから、交通事故が減ってくれば、すなわち会員が減ってくるということで、当時いた会員数が、現在は、交通事故と同じように3分の1に減ってしまいました。これで運営上成り立たなくなってしまったわけです。この点だけ考えますと、交通事故がそれだけ減ったわけですから、大変喜ばしいというか、ある意味では、発展的解散というようなことも言えるのではないかなというふうに思います。交通事故がここまで減ってきた背景には、法務省の方たち、ほかに警察庁とか、様々な私どもと関係した役所の方たちの大変な御努力と、それから政治家の方、そしてマスコミの方、一般の市民の方たちが、交通事故を何とか減らそうということで頑張っておられた結果じゃないかと思えます。私は、この場を借りて、お礼を申し上げたいと思います。

とは言いながら、先ほど話しましたように、確かに交通事故の死亡者は減ってきましたけれども、交通事故全体で見たときには、そんなに減っているわけではないとか、まだまだいろんな課題がたくさん残っています。遺族として一番言いたいことは、死亡者が4,600人になったからといって、もう活動をやめていいほどのスケールかと言えば、これは違うと

ということです。地震などの天災と比べましても4,600人というのは大変大きな数ですから、本当はまだまだ頑張っただけでやらなければならないのですけれども、今後につきましては、残念ながら公式の活動というのはこれでおしまいになります。これからも、皆さん方、官庁の方におかれましては、今まで以上に交通事故をなくすための御努力をいただきながら、もっともっと減らしていただくように頑張ってくださいと思います。

今回の被害者参加制度、言葉にすればいろんな不満もあります。しかし、私は、この長い20年間の活動の中で考えたとき、裁判員制度よりも、ずっとはるかに被害者に沿った政策だったと思います。本当に被害者のニーズに合ったものじゃないかと私自身は評価しています。ただ、片瀬も言いましたように、適用されるのが余りに少ない。被害者は、この被害者参加制度があっただけよかったというふうには評価しているわけですから、もう少し適用範囲が拡大されていけば、当然、被害者の人たちの現在持っている不満はそれに比例して減っていくわけですね。そういう意味で、確かに起訴率の問題については非常に難しいことかも知れませんが、現状の起訴水準というのはやはり異常に低すぎると私は思っています。いっとき、起訴率というのは、交通事故の約70%ぐらいあったという話も聞いております。私たちが最初に法務省さんと定期的な打ち合わせを持ったころは13%くらいあったんです。それがどんどん毎年のように減っていったというのが現状ですね。法務省の刑事局の方とお話ししましたが、交通事故については、事故ではなく事件だとおっしゃるんです。でも、刑事上の事件と言われている中で、10%を切ってしまうような起訴率というのは、やはりどうも本音と建て前の隔たりが非常に大きいと、私は思います。

何でもかんでも厳罰化すればいいとは思いませんけれども、やはり現状のままいくと、やがて交通事故の加害者については、刑事事件としてはおとがめなしという時代が来てしまうんじゃないか、そのようなおそれを感じています。処罰というのは、交通事故を抑制する意味でも非常に大きな効果のあるものですので、私は、今一度、被害者の声に沿って、刑事事件を引き起こした者については、それ相応の国として責任をとらせるというようなことで、改めて見直しをしていただきたいと思います。今回が、全国交通事故遺族の会としては、最後の意見を述べる場になりましたけれども、私たちが会を離れましても、皆さんたちが、これからもより一層、御努力をされて、交通事故のない安全な社会を築かれるようにして下さるといふふうに信じまして、今日の締めくくりとさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。

片瀬氏 すみません、一点だけ追加させていただきたいのですけれども、出退廷の問題なんで

すけれども、いわゆる被告人、加害者と被害者参加制度に参加される被害者遺族の方が、同じタイミングになる可能性というのがあるとお聞きしまして、この点についても、先ほどの5人の方々にお聞きしましたら、加害者と顔を合わせるのが、非常にきついというお話がある一方で、加害者に対して法廷外で一言言ってやることができるということをおっしゃっている方もおりました。これからの話は私の勝手な意見になりますけれども、特に被害者よりも遺族の中には、大変憤りを感じて感情的になっている遺族もおるわけですし、被告人、加害者は警備の方にガードされていると思いますけれども、遺族が飛びかかり危害を加えるおそれのあるような感情に追い込まれている方も結構いるわけです。私も、子供の事故の当初のときには、そういう機会に恵まれなかったからいいのですけれども、正直言って、この場にふさわしくない発言で恐縮ですけれども、加害者を連れてきて、息子と同じ目に遭わせてやりたいという感情を持っていました。そういったことが起きないとは限らないので、その点も配慮いただいたほうがよろしいのかなと思っており、先ほど申し忘れましたので、付け加えさせていただきます。すみません、後から追加させていただきますので、どうもありがとうございました。

東氏 今の追加なんですけど、私の場合なんですけど、やはり退廷のときに加害者と一緒になりまして、加害者がパフォーマンスを演じてきまして、裁判官に聞こえるような大声で、「東様、この度は大変申しわけありませんでした」と絶叫しまして、新聞記事に、一生懸命謝罪をしていると書かれてしまいまして、そういうことが大変悔しいということがありますので、特に退廷、別の入り口なり、あるいは時間差を設けていただくなり、ちょっと簡単な制度でぱっと決められるものかと思っておりますので、御配慮いただければと考えています。

#### <全国被害者支援ネットワーク>

清野氏 全国被害者支援ネットワーク、私、専務理事を仰せつかっています清野と申します。一緒にまいりましたネットワークの熊谷理事と事務局長の増茂です。よろしくお願ひします。御案内と思いますけれども、私どものネットワークは、犯罪被害者等を支援する活動を全国で展開している民間団体でありまして、現在48組織、北海道には2つございまして、あと都府県は1つの団体ですけれども、48組織ございます。

実際に犯罪被害者等を支援する活動、大きく申し上げて、被害者等からの相談を受ける活動、電話による相談あるいは面接による相談、そして場合によってはそれに付随する臨床心理士等のカウンセリング、こういったものも含めると、大体、年間二万二、三千件の取り

扱いになっております。それと、今日、いただきました課題と関連してまいります被害者等からの要請に基づいて、直接、被害者等に支援の手を差し伸べるという活動は、直接的支援と申し上げてはいますが、これが、大体、年間6,000件余りの取り扱いとなっております。その中には、警察、検察庁の事情聴取等への付き添い、あるいは裁判の傍聴の付添い、こういったような活動も相当数含まれております。そんな活動を展開している組織であります。

いただきました課題、まず刑事訴訟法等の一部改正に関連する施策への意見ということでありますけれども、5点、御提示がありました。実際に現場で活動している支援員の声を要約して申し上げたいと思います。ほかに、東京の都民センターが別個にヒアリングの機会をいただいているというふうにお聞きしていたんですが、それは、都民センターの御意見は、また別に出ると思いますので、それ以外のことということで、とらえていただきたいと思っております。

まず、心情の意見陳述の対象者、この範囲の拡大の問題ですけれども、対象者については一定の枠があるわけですが、第一線のセンターの意向の中には、直系の親族に限定しないで、場合によって、3親等、4親等の方あるいはケースによっては、同棲の方、婚約している方、こういった方に拡大することも、被害者とか遺族とか、そういう人とかかわりにも関連しますけれども、検討なさってはいかがかと、こういう意見がありました。それが第1点です。

それから、2点目の被害者特定事項の秘匿制度についてですけれども、この制度につきましては、性被害の事件にかかわる裁判その他での秘匿制度については、この制度が非常に有効に機能していると思っておりますけれども、そのほかの事件について、この秘匿制度の範囲がいまいちではないのかなと、こういう意見があります。性被害以外の被害者とか家族とか遺族、こういう方々の中には、秘匿制度というものがあること、それ自体を知らないというような実情もうかがえるということでもあります。したがって、この制度については、是非こういう制度があるということを情報提供する、それを利用するかどうか確認する、こういうことを支援にかかわる関係機関が周知する必要があるのではないかと、こういう意見であります。次に、第3番のテーマ、公判記録の閲覧・謄写の問題ですけれども、この件につきましても、これを活用できる対象、これを先ほどの第1点目の意見陳述の場合と同じですけれども、範囲を拡大してはどうかと、こういう意見があります。それから、これは、実際に取り扱ったケースの中で、少年事件の審判について、余りにも提示いただけるのが簡単過ぎて、その事

実も分からないような内容，1ページぐらいで済まされている，せめて少年事件であっても事実が分かるようなものになってほしいものだと，こういう意見もございました。

それから，被害者参加制度の問題ですけれども，この件につきましては，1番，3番と同じように，被害者参加制度を活用できる対象，これの範囲を拡大することはできないものか，3親等，4親等，場合によってはそういう方もあり得るのではないかと，こういうような意見がございました。

ちょっとメモを書いたので，さっきコピーをお渡し申し上げたんですが，その下のほうに3行ほど，犯罪の発生地，それが裁判の地にもなるわけですけれども，それと被害者あるいは被害者遺族の居住地が異なる場合に，被害者参加をお願いする弁護士の費用，旅費等の費用，これについては制度的なものがあるというふうにお聞きしたんですが，これについても，第一線のセンターからは，戸惑って，それを指導いただきたいということなので，これは，今，制度的にあるとすれば，私どもネットワークとしてセンターに指導しなければならないケースかなというふうに考えております。

それから，5点目の損害賠償請求についてですけれども，これは，大変，被害者等にとっては有効なありがたい制度だと思います。しかし，現実としては，まだ本制度を利用しているケースで，私どもセンターで扱っている支援に結びついているものは数少ないので，これ以上のコメントは，申し上げることはできませんので，以上で5点についての私の説明いたします。

これら5点の制度そのものについては，いずれも被害者側から申し出があって初めて利用できる制度であるわけですけれども，被害者等への情報提供が不十分ではないのかと思います。

国の機関とか，私どもを含めまして被害者支援団体，被害者に対して確実に情報提供して，その被害者等の意思を確認するということは確立していく必要があるのかなというような意見であります。関連して申し上げますと，最近，私ども，支援の現場におりまして，検察庁から，裁判の流れとか，今後こういうことになるということで，いろいろ検事が懇切に被害者等に教えてくれますけれども，よくあるケースは，そこで丁寧にお聞きして理解したつものの被害者等が，検察庁から出て何時間かしたり翌日になると，何を聞いたのか分からなかったというようなことがままあります。可能であれば，そういう被害者等への指導なり表示した内容を簡単な様式のペーパーにしてお渡しいただければ，より徹底されるのかなということを時々感ずることがあります。

最近では、私ども、付き添い支援の者が、検事さんの取り計らいで、一緒に脇で検事さんの説明を聞く機会が作れるようになってきております。そうしますと、私どもの支援員が、一緒に話を聞いて、後ほど被害者等からの相談にも一緒に対応できるんですけども、できれば簡単な様式があって、被害者が、後日それを再確認できるような制度があればなという思いはしております。

次に、6点、7点目の関係を申し上げます。被害者参加人への旅費等の支給に関する検討についてでありますけれども、このことにつきましては、ぜひ被害者参加人に旅費の支給を御検討いただきたいと。記載の場合でも、被害者には、遠隔地から加わる人もおりますし、被告人側が控訴しますと、高裁まで行くような必要も出てきます。そのようなことも考えますと、ぜひ旅費を被害者参加人に支給できるようなことも実現していただきたいものだというふうに念じております。

それから、次の7点目の被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件についてですけれども、現時点で、不動産を除けば預貯金150万円という一つの線引きがあるわけですが、現場の声としては、範囲を余り狭めないでもらいたいものと、あるいは場合によっては負債を有するような被害者等もおりますので、預貯金と負債の相殺についても考慮を願えればと、こういう意見がございました。

私からは、簡単ですが、以上です。

熊谷氏 付け加えて少しだけお話しさせていただきます。ネットワークの理事をしております熊谷と申します。よろしく申し上げます。

今日は、被害者あるいは支援している生の声をお伝えするのが一番大事だと思いましたが、私、法曹関係者なので、法律のフィルターを通したお話は、後からがいいだろうと思って発言を控えてまいりました。今、ネットワークの方で被害者支援に携わっている方から意見を集約したところ、一番多い意見、ここにお話をするのが適切であろうという意見は、今、清野のほうで申し上げたとおりであります。これをもうちょっと法律家的に御説明申し上げますと、1番、3番、4番、これら、いずれも対象者の範囲を拡大してほしいと、これは、本当に、結婚はしてないけれども、内縁関係で事実上夫婦ですという方もいらっしゃいますし、法律上の親族ではないけれども、もう親子同然の生活をしていたという方もたくさんいらっしゃいますので、ぜひ範囲は広くしていただきたいと。広くすると、境目がわからなくなるという懸念もあるんですが、少なくとも刑事事件が裁判になっているときには、事件の性質によって、内容がどうなのか、それからどういう方が関係者にいらっしゃるのかという

のは、捜査記録である程度出ておりますので、被害者参加あるいは心情の意見陳述等を申し出た際に、検察官が意見を述べるとか、あるいは裁判官が拒否の判断をする際に、全く被害者の言いなりに、訳の分からないところで判断しなきゃいけないということはないと思いますので、制度が乱用されて、被害者と称する人が法廷を乱すような危険はほとんど避けられると思います。むしろ、実質的な被害者としてお話しするに適切な方をできるだけ拾っていただきたいと、そういう観点からこの辺はぜひ真剣にお考えいただければありがたいと思っております。

それから、損害賠償命令制度なんですが、これは、大変すばらしい制度だと私どもは思っているんですが、やはり余り利用実績が、上がっていないのが現実で、私も弁護士で被害者支援させていただいても、今のところ参加は何件もあるんですが、損害賠償命令制度まで、私がしたことは一回もないんですね。これは、一つは交通事故のように、任意保険あるいは自賠責がある場合には、この制度を使う必要性がないというか、使えないですね、そういう場合もあるんですが、それ以外に、やっぱり殺人犯人に、仮に1億円の債務名義をとっても、これは現実には絵にかいた餅と、そういうことを今、被害者の方々もお分かりになっていらっしゃると思いますので、結局むなしさを感じてあきらめてしまうという方もいらっしゃると思うんですね。

ですから、将来的課題ですけれども、損害賠償命令制度等で、ある程度、債務名義をとったけれども、執行が、満足が得られない見込みが高い場合に、何らかの政府あるいは何らかのところで立て替えをするだとか、何かそういうようなことが将来的には考えられていいんだろうと思います。今、各地で被害者の方とお会いして研修等させていただくと、やはり刑事的にも被害者参加等ができて、大変充実してきたということを実感される方が多いんですが、民事的、経済的な観点で、結局お金が欲しいわけじゃないけど、ほかに方法がないのに、結局、満足が得られないんですかと、泣き寝入りなんですかと、犯人は刑務所に入って飯を食って生活できているけど、こちらには、財産的面では何にもないんでしょうかということをおっしゃる方が増えているんですね。これは実感としてありますので、今すぐできる問題じゃないことはよくわかっていますが、御検討いただければと思っております。

次に、今までの観点から清野が申しましたとおり、被害者の方に情報が十分伝わっていないんじゃないかと、これも実はすごく重要な問題だと思っております。私どもは被害者支援にいろいろ携わらせていただいておりますから、私どもの団体あるいは加盟している各種の被害者のセンターあるいは警察や検察庁の被害者支援をされている方々のところに、きち

つとつながって、そこでのアドバイスや支援を受けていらっしゃる被害者の場合には、まだ  
どういう制度があるよとか、どういうことができるよという説明が適宜になされるのでいい  
と思うんですが、実は多くの被害者の方は、そういうところにつながっていないはずなんで  
すね。

具体的に、暗数のような、どのくらいあるかわかりませんが、つながっていない被  
害者の方が相当数いるだろうということを考えた場合に、到底このたくさんの制度がある  
ということが、理解できるとは思えないんです。

多くの場合に、被害者の方々は、特に重篤な被害に遭っている方は、検察官とお会いした  
り警察官とお会いしても、誠意を持って検察官や警察官が説明はなさっていても、御本人が  
特別な精神状態にあるがために抜けていってしまう、そういうことが往々にしてあるん  
です。私が何度も説明しても、もう2日後ぐらいにまた同じ質問してくるという方もいら  
っしゃるんです。決して知能がおかしいわけじゃないんです。

そうすると、そこで一番懸念しているのは、検察官あるいは警察官は、ちゃんと被害者  
のことを考えて、権利、制度の説明をしましたと、理解していただきましたと思っている  
んだけど、遺族や被害者の方は、そのときは聞いたつもりなんだけど、すっかり抜けてし  
まうって、何にも聞いていなかった。被害者参加制度はあると知っていればやったのにと  
かいうふうになると、捜査官、司法に対する不信が生まれるんです。これはすごく不幸な  
ことです。検察官もちゃんとやっている。被害者もちゃんと聞いているつもりなんだ  
けども、何も生まれてなくて、不信感が生まれてしまうと、これは絶対に避けたい。  
そのために、今、考えているのは、被疑者、被告人には、必ず捜査のさまざまな  
段階で、黙秘権だとか弁護人選任権、告知しなきゃいけないことになっている  
んです。しないとさまざまな問題が起こるようになっていきますよね。同様に被害  
者にも、すべての被害者というのは、被害者の範囲が分からないので、これは無理  
ですけども、少なくとも捜査上、検察官や警察官が接した一定の範囲の被害者  
には、あなたの被害を受けた事件については、こういう制度があって、こういう  
ものが利用できますよということを告知することは義務付ける、捜査官にそういう  
ことをぜひ考えていただきたいと思います。例えば紙にして、特に法務省の方  
ですから言えばわかると思いますが、ミランダ警告とか、昔ありましたよね。刑事  
事件で被疑者に宣告するアメリカの制度、ああいうような形で、あなたに  
こういう権利がありますというのを被害者の方、少なくとも検察官  
なんかと接した方あるいは処分の告知を求めた方には、書面をもって、  
通知するようなことをお考えいただきたいと思います。

口頭で言っても抜けていっちゃうんですね。かなり知性の高い方でもそうなります。ですから、そういう方々に、きちっと告知をして、希望があれば、制度が使えるというところまで、御配慮いただけることがすばらしいなと思っています。

それから、旅費の問題、これは、実は先ほどお話もいただきましたけれども、非常に重要な問題で、私も、昨年、支援をさせていただいた被害者の方で、事件は那覇地裁です。息子さんが傷害致死罪で亡くなったと、そういう事件でして、御両親は、東京在住の方で、しかも生活保護を受けておられる。縁があって支援をしましたが、弁護士は被害者参加国選という国選の被害者参加弁護士に選定してもらいましたので、私は法テラスから一定のお金と飛行機代も出ます。でも、御遺族の方は出ない。しかも、生活保護世帯ですから、到底お金は苦しい。

でも、息子がどうなったのか、犯人がどんな子なのか是非聞きたいというので、ネットワークのほうでやっている緊急支援金を利用したり、あるいはほかの身内で生活ができている方から工面するなどして、何とか工面をして現地に行ったと。しかも、裁判員裁判で否認事件だったものですから、4、5日続けてやるわけですね、泊まらなきゃいけないと。

結構、費用がばかにならないんですね。現実にはこういうことがあったんです、昨年。そうになると、1件あるということは、ほかにもそういうのは潜在的にはあるだろうと思われるので、やはり旅費については、是非真剣に検討していただきたいと思います。

例えば、東京在住の被害者が東京地裁や立川支部に行くには出なくてもいいと思います。ただ、日常の生活を超えて、出費がかさむと思われる例えば福島へ行きますとか、函館へ行きますとか、そういうことが発生した場合には、何らかの手当てというのがあってしかるべきだと思います。それがないと、制度をつくっても、絵にかいた餅になってしまうおそれがあります。

それと、最後に国選の被害者参加の場合は、資力要件150万円というのは、僕の感覚からすると若干低いかなと。ただ、国選の被害者参加の場合には、実際には普通の民事の場合と違って、法テラスが、お金を後で、分割で被害者の方に返してもらおうということはやっていませんので、そういう意味では、150万円ぐらいに区切るというのは、限られた財政ということを考えると、やむを得ないのかなという気持ちもいたします。ですから、一つの私案としては、150万円というのは、お金を原則としてお返しいただかない基準と、分割で返済を求める基準というのはいくらか高いレベルに設定してもいいのではないのかなと。150万円ということで、申し訳ないけれども、預貯金、もうちょっとありますということで、

私のところに昨年来た被害者の方で、国選が使えない、じゃ私選にしますかということで、いや、そこまではいいですと言ってお帰りになった方が1名いらっしゃるんですね、女性の方ですけど。そういう方も、もしかしたら分割で返せばいいんだよという話になって、民事の普通の法テラスのように使えれば、もしかしたら参加をして、その結果がどうなったかわかりませんが、ただ制度を使うというところにたどり着いた可能性があると思います。

ですから、その辺も少し柔軟にお考えいただけたらと思っています。私は、もう本当に微力なんですが、さまざまな努力はさせていただいているんですが、今ようやく警察、検察庁の多くの方々にも被害者支援で理解していただけるようになりました。裁判所にも、少しずつ浸透していて、比較的、支援がやりやすくなっているんですが、ただ、まだ私たちのところにつながらない被害者の方、たくさんいらっしゃって、そういう方々が、どのくらいこういう制度が使える状況にあるのかというのは全く未知数で、もしかしたら全く光が当たっていない方がたくさんいるんじゃないかと。それから、光が当たるべきなただけでも、例えば資力の問題、交通費の問題あるいは親族の範囲の問題で、涙をのんであきらめていらっしゃる方がいるんじゃないかと、現実にはそういう方もいるんですね。そういうこともありますので、今度、制度を改めて再検討する際には、そのあたりにぜひスポットを当てていただきたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

—了—